

事務連絡
令和2年5月19日

厚生労働省
新型コロナウイルス感染症対策推進本部長 殿

茨城県保健福祉部長
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症発生下における
医療提供体制及び検査体制の現状に関する認識について（回答）

平素より、本県の新型コロナウイルス感染症対策につきまして、ご理解ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

令和2年5月14日付け厚生労働省発健0514第8号付け文書でご照会いただいた、標記については別紙の通り回答いたしますので、ご査収くださいますようお願いいたします。

<担当>

茨城県保健福祉部厚生総務課 関

TEL : 029-301-3121

E-mail : yo.seki@pref.ibaraki.lg.jp

1 医療提供体制の確保

・本県では、感染症指定医療機関を中心とした151床（うち重症30床）を確保するとともに、宿泊療養施設を175室確保し、本庁に設置した入院調整本部において、医師が全県下一元的に入院調整を行ってきたところ。

・入院患者数は、4月中旬の82名（重症6名）をピークに、新規感染者数の鈍化や宿泊療養の推進等により減少し、5月18日現在で18名（重症1名）となっており、これまで適切に対応できたものと考えている。

・今後、第二波の感染拡大の恐れもあることから、ピーク時の病床数を1,000床と想定し、病院単位や病棟単位での確保を進めているところであり、宿泊療養施設を拡充することも含め、適時適切に対応してまいりたい。

・なお、ピーク時の医療提供体制について、医師数・看護師数が極端に少ない本県にとっては医療従事者の確保が最大の懸念となることから、広域的な応援体制の構築や人員配置基準の緩和など、国による支援をお願いしたい。

2 PCR等の検査体制

・これまで本県では、医師が必要とするPCR検査は全て実施しているところであり、衛生研究所などの行政機関や、医療機関、民間の検査機関のPCR検査可能件数は1日約300件を超えており、累計で6,600件以上の検査を行ってきたところ。

・そのような中、本県でも医療機関、高齢者や障害者福祉施設でクラスターが発生し、医療提供体制にも甚大な影響を与えた経験を踏まえ、これらの施設については、クラスターの発生を絶対に抑える体制を作らないといけない。

・したがって、本県では、これらの施設に働く従事者、感染症指定医療機関や入院協力医療機関などに新たに入院する患者に対し、速やかにPCR検査を実施し、新型コロナウイルス感染症を早期に発見するよう強くお願いしており、病院や施設の従事者を守り抜く方針としている。

・一方、今後、第2波や大規模のクラスターの発生などを考えると、現状の検査可能数でも対応しきれないことも想定されるため、これまで本県では、PCR検査機器の整備を始め、PCR検査機器を有する医療機関等の関係機関と連携した行政検査の実施などにより、可能件数を増加させてきたが、今後は、民間検査機関を更に活用したPCR検査体制の拡充を目指している。

・併せて、各地域における地域外来・検査センターの早期設置や、抗原検査や唾液による検査などの動向を注視し、目的によつて的確な検査方法を組み合わせながら、検査体制の充実・強化を図っていきたい。

・なお、医療機関、高齢者・障害者福祉施設内の感染リスクを可能な限り低減するため、以下のPCR検査の要件緩和について、国においてぜひ検討いただき、ご支援をいただきたい。

*** 医療関係者や高齢者・障害者施設関係者については、無症状でも定期的に検査できるようにすること。**

*** 感染症指定医療機関と入院協力医療機関の入院前の患者（本県では約600人／日）について、無症状であったとしても、全患者に対する一律の検査を可能とすること。**